











【提出書類がある方へ】

医療費の明細書や寄附金控除関係書類など別途提出を要する書類があ る方は、「申告書等送信票(兼送付書)」を印刷し、添付書類とともに提 出してください。

申告会場で作成された方は、印刷ができませんので、次頁の「提出 書類一覧」(会場にも用意しています。) を切り取って代用し ていただいても差し支えありません。 なお、源泉徴収票など提出省略となった書類は、5年間保存する必

なめ、源泉倒収票など提出省略となった書類は、<u>5年間保存</u>9る必要があります。ご自宅等で確実に保管してください。

5

जन्म	【ス _{左ハの} 所得税及び _{の確守由生妻} 十旦 L	スマホ申台 山 主目 米	告 提出 石	用】	
平成	年分の復興特別所得税の唯正中告書「九三」	山吉大	只	見	
住 (又事事 居所)	所 は 業所 多所 など				
申告会場において、スマートフォンやタブレット端末を使用して確定申告書を作成された方で、書類 を提出する必要がある方は、「申告書等送信票(兼送付書)【提出用】」が印刷されないため、提出書類に この「提出書類一覧」を添付してください(ご自宅等からの申告の場合は、「申告書等送信票(兼送付書) 【提出用】」を使用してください。)。 (注)提出書類がない場合は、この「提出書類一覧」の提出は不要です。					
No.	書類名			チェック欄	
2 2		1	提出	省略	
1	青色申告決算書・収支内訳書	(省略不可)			
2	上場株式配当等の支払通知書	*			
3	株式等の譲渡所得に係る書類 (例)株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、付表	*			
	土地等の譲渡所得に係る書類				
4	(例)譲渡所得の内訳書	*			
	(例)収用等の証明書	(省略不可)			
	雑損控除に係る書類			,	
5	(例)被災した住宅・家財等の損失額の計算書	(省略不可)			
	(例)災害関連支出に係る領収書(写) 等	*			
6	医療費控除の明細書 (又はセルフメディケーション税制の明細書)	*			
7	医療費通知(医療費のお知らせ)	(省略不可)			
8	寄附金控除関係書類 (例)政党等寄附金特別控除の証明書	*			
9	住宅借入金等特別控除関係書類 (適用開始1年目) (例)登記事項証明書、契約書(写)、借入金年末残高証明書	(省略不可)	口 専用封筒		
10	【上記以外の書類がある場合、書類名をご記入ください】				
11					
12					

◇ 「書類名」右横の欄に※がある書類は、当該書類の記載内容を入力し、e-Taxで送信することで、 提出を省略することができます。(合計額のみ入力した場合は、当該書類の提出が必要です。)。



事前準備、送信方法、エラー解消など 作成コーナーの使い方に関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律市内通話料金) 上記の電話番号がご利用になれない方は、 こちらへおかけください。 03-5638-5171 (通常電話料金)

受付時間 月曜日~金曜日(祝日除く) 9:00~17:00

平成31年1月15日~3月15日は 受付期間が延長されます。 月曜日~金曜日(祝日除く) 9:00~20:00 日曜日(2月17日・24日、3月3日・10日) 9:00~20:00

マイナンバーカードをご利用になる場合の ICカードリーダライタの設定などに関する お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178 (通話料金無料) 上記の電話番号がご利用になれない方は、 こちらへおかけください。 050-3818-1250 (通常電話料金)

受付時間 月曜日~金曜日 9:30~20:00 土日・祝日 9:30~17:30

※受付時間は変更され る場合がありますので、 内閣府ホームページで ご確認ください。

